

府中市市民協働推進行動計画（案）（叩き台）

第 1 章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

- ・ 市民協働推進協議会の経過
- ・ 基本方針の策定
- ・ 26 年度の経過

2 計画策定の目的

行動計画はこうした経過を踏まえて、基本方針において示された府中市らしい協働を具体化するための方策をまとめたものです。基本方針では、協働を推進するための基盤づくりのための取組課題が示されており、行動計画ではこれらの課題に対する取組目標を定めるとともに、具体的な施策メニューを掲げました。

- ・ 計画の位置付け
- ・ 総合計画等他の計画との関係について

3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間とします。ただし、計画施行から 3 年が経過した時点で、協働推進の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを検討することとします。

下線はワークショップやアンケート調査等にもとづく意見を記述している。

4 計画の目標

(1) 市民の協働に対する意識の醸成

本市では、自治会・町内会等の地縁型活動団体や、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体、また企業、大学など、様々な主体が地域で公益的な活動をしていますが、協働の手法については、これら市民の間で十分に理解されているとは言えません。

このため、より多くの市民が協働について知り、関心を持ち、そして、協働によって地域課題の解決に取り組んでもらえるように、市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むことが必要です。

このような観点から、効果的な情報発信や意識啓発に努めるとともに、学習機会を提供するなど、意欲ある市民の受け皿を整備することによって、協働の活動に参加する団体や市民が増えることをめざします。

(2) 職員の意識改革及びスキルアップ

市民と市の協働を進めるために、職員が協働の意義や必要性等を十分に理解することが重要です。市民と市が協働して行う事業は、行政だけで行う場合と比べて手間が掛かる場合があり、職員は消極的になってしまうという意見もあります。

研修や体験を通して職員一人ひとりが協働に対する意識改革を進め、これまでの慣例にとらわれずに、市民との協働に取り組む職員を育成していく方策を進めます。

(3) 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。このため、行政は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより、信頼関係の構築に努める必要があります。

特に行政は情報の発信だけでなく、市民や各活動団体が発信する情報を収集したり積極的に情報を受ける仕組みを整備し、双方向のコミュニケーションを活発にすることをめざします。

(4) 協働のコーディネート機能の育成

さまざまな主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくために、「協働のコーディネーター」や「中間支援組織」（市民活動を支援する市民活動団体）の役割が重要です。

市民活動拠点の整備を契機に、こうした専門性をもった人材の発掘や育成、中間支援組織を育成する方策を進めます。

(5) 市民活動拠点施設等の有効活用

府中駅南口に設置予定の市民活動拠点施設をはじめ、協働の推進のための場として

公共施設等を積極的に活用する方法を検討します。

(6) **市民自身が市民の活動を支える環境づくり**

協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、行政からの助成だけでなく、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド等の仕組みなど、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進める必要があります。

(7) **協働事業提案制度の整備**

協働事業の提案を市民から公募する制度の整備や、市が実施している事業に対して市民団体等に提案や参加を求める制度の整備について、検討を進める必要があります。

特に、職員を含む各主体が協働の経験を積むことが求められていることから、モデル的な公募事業を早期に実施します。

(8) **協働を推進するための組織的な仕組みづくり**

協働を推進していくため、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、情報を共有し、それぞれの事業に反映するなど、より連携・協力体制を組みやすい組織的な仕組みについて検討する必要があります。

また、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置します。

(9) **協働事業の評価・検証の仕組みの整備**

協働事業の効果をより高めていくためには、プロセスを含め、協働事業の振り返りを行い、「協働の原則」に基づいて、評価・検証する仕組みづくりに取り組む必要があります。

具体的な施策として、市民参加による検討の場を設けて、評価・検証の手法を検討し、マニュアル化します。

(10) **協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備**

実効性のある計画とするために、本計画では具体的な実施スケジュールを設定し、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

また、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。